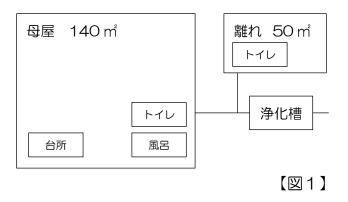
ー戸建て住宅に設置する浄化槽の処理対象人員算定基準における ただし書の取扱要領Q&A

Q1 図1のように母屋が1つと離れが1つある(貸家・建売ではない)専用住宅に浄化槽 1基を設置する場合、緩和措置を適用できますか。また、適用できる場合はどのよう に考えれば良いですか。



- A1 「母屋」と「離れ」については一の住宅として取り扱います。「離れ」とは単体として 住宅の機能を持たない「住宅に付属する建物」であり、風呂、台所、便所のいずれか を母屋と共有(「離れ」に少なくともいずれか一つの機能が無いこと)しなければなら ないものをいいます。この場合は一の住宅として緩和措置を適用し、緩和の要件・条 件を満たせば処理対象人員を5人とすることができます。
- Q2 建物は(二世帯住宅及び貸家・建売ではない)店舗併用住宅ですが、浄化槽を設置する際に緩和措置の適用を受けられますか。
- A2 店舗部分と住宅専用部分が明確に区別できる店舗併用住宅の場合、用途別に独立して 浄化槽の処理対象人員を算定する場合には、住宅専用部分について緩和の要件・条件 を満たせば、緩和措置の適用を受けられます。

なお、店舗兼用住宅については、当該住宅の居住者以外のものが店舗で就労することが無く、店舗部分に浄化槽への流入する排水が無い場合などは、全体を住宅として取り扱っても差し支えない場合がありますので、建築部局への協議など密におこなってください。

「併用住宅」・・住宅とそれ以外の部分が内部で繋がっていない住宅(行き来できない) 「兼用住宅」・・住宅とそれ以外の部分が内部で繋がっている住宅(行き来できる)